

条 例 案 の 概 要

議案第45号 幸手市長及び教育長の給料の減額に関する条例

1 内 容

新型コロナウイルス感染症拡大による市内経済への影響を鑑み、市長及び教育長の給料の額を減額するもの

(1) 給料月額の減額

ア 市長 減額率 30 / 100

イ 教育長 減額率 10 / 100

(2) 減額期間

令和2年8月1日から令和2年12月31日まで

2 施行期日

公布の日